

学生の懲戒処分に関する基準

区分	行為の内容	懲戒内容
規則第6条第1号に該当する行為	・コンピュータ又はネットワークの不正使用(成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み、ソフトウェア違法コピー、他者の著作物の違法利用(講義資料の複製・転載)等を含む著作権及び特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等)	放学又は停学
規則第6条第2号、第3号に該当する行為	・飲酒運転、無免許運転又は大幅な制限速度違反等悪質な運転による人身事故	放学
	・ひき逃げ等悪質な行為	放学
	・その他の交通事件	停学又は譴責
	・刑事事件のうち、凶悪犯罪(殺人、強盗、強姦、放火等)	放学
	・その他の刑事事件(傷害、窃盗等)	放学又は停学 又は譴責
	・薬物犯罪(大麻、麻薬、あへん、覚せい剤等の薬物の所持、使用、売買又はその仲介等)	放学又は停学
規則第6条第5号に該当する行為	・本学が実施する試験等における不正行為で極めて悪質な場合(替え玉受験、集団で共謀した組織的カンニング、過去数度に渡るカンニング歴がある等)	放学又は停学
	・本学が実施する試験・課題等における不正行為(カンニング、他人との答案用紙の交換、他者のレポート・作品等を盗用し提出する、自分のレポートや制作物を他者の名前で代理提出する等)及び試験監督者の注意・指示に従わなかった場合	停学又は譴責
	* 上記処分とは別に、当該不正行為が発覚した場合、当該行為を行った学期に履修しているすべての科目の評価を「不可」とする。	
	・本学が実施する授業等の出席確認における不正行為(代返等)	停学又は譴責
	* 上記処分とは別に、当該不正行為が発覚した場合、当該行為を行った科目の評価は「不可」とする。	
規則第6条第6号に該当する行為	・本学が実施する派遣留学制度により協定校へ留学した者で、学長の許可無く当該留学期間の途中で帰国又は在留延長をした場合	停学又は譴責
規則第6条第8号	・学内でのサークル、団体活動などにおける金品の授受のうち悪質なもの	放学又は停学 又は譴責
	・本学の校舎内における所定の場所以外での飲酒及び喫煙	停学又は譴責

※行為の内容は一例です。上記行為以外であっても、デジタルハリウッド大学学生懲罰に関する規則第6条の各号に該当する行為が発覚した場合は、同規則に基づき処分されます。

※懲戒内容はあくまでも目安です。過去に懲戒処分を受けた者が、再度、懲戒処分の対象となる行為を行った場合は、処分が重くなる場合があります。

【用語説明】

放学とは 学生としての身分を剥奪すること。
 停学とは 登校停止を命じ、自宅で謹慎させること。
 譴責とは 文書及び口頭により注意を与え、将来を戒めること。